

第2章

人としての在り方・生き方を考える教育
を充実させ、道徳性・社会性を育みます

テーマ7 「モラルの向上」

■ 背景(課題)

(道徳教育)

国は、平成27年3月、学習指導要領の「道徳」を「特別の教科 道徳」とした。これに伴い、小・中学校では、「考え、議論する」道徳科として、言語活動及び問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れ、授業の改善や評価の在り方を検討するなど、新たな対応が求められている。

(人権教育)

近年、社会全体のモラルの低下や家庭の教育力の低下などが指摘されている。道徳性・社会性は、子どもたちが社会や人と関わる中で身に付けていくものであり、学校はもとより、家庭や地域が一体となってその向上に取り組む必要がある。

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の基本目標に「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組みます」と示されているように、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進する必要がある。

しかしながら、社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で様々な人権侵害が起きており、同和問題や障害があることに起因する差別や偏見、児童虐待、インターネットによる人権侵害などの問題が存在している。そのため、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組むことが重要である。

(情報モラル)

スマートフォン等の急速な普及が、子どもたちの学習面や健康面で悪影響を及ぼすことも指摘されており、情報モラルを含めた規範意識の向上が喫緊の課題である。

(主権者教育)

選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられたことにより、高校3年生など新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育んでいくことが喫緊の課題となっている。

■ 関連する施策の実施状況

(道徳教育)

○道徳教育推進事業（明日を拓く^{ひら}人材育成事業）

道徳教育指導参考資料「明日を拓く^{ひら}一人間としての在り方生き方を求めて」を活用した道徳教育の実践や体験活動、地域貢献活動を行った。

○道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」

道徳教育やモラル向上に関する県・市町村教育委員会、各学校の取組や事業の

成果等を道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、各学校の道徳教育の一層の推進と家庭・地域・学校の連携を図った。

(人権教育)

○地域協働生徒指導推進事業

地域や家庭と連携して生徒の健全育成に取り組む「地域協働生徒指導推進事業」において、いじめ防止をテーマとして取組を行った。また 12 の推進地域において、児童生徒による標語・ポスター作成や講演会の実施などに取り組んだ。

○人権教育に関する教育方法の研究等

学校における人権教育の実践に関する研究委託及び補助を実施し、研究指定校等の実践的な取組や研究成果を全県的に紹介することで、各学校における人権教育の一層の推進を図った。

〈主な実績〉

施策名	内容
人権教育研究委託	人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び県内の地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、人権教育研究会へ研究を委託（県内7地区）
人権教育研究指定校	人権教育に関する指導法等の改善及び充実を図るとともに、人権意識を養うための指導の在り方について幅広い観点から実践的な研究を実施（小学校2校）
人権教育総合推進地域	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する視点から、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進（1地域）
人権教育研究委嘱校	人権意識を養うための指導の在り方について研究を委嘱（中学校1校）
人権教育推進事業費補助	人権尊重の精神に基づき、児童生徒の発達段階及び地域の実情に応じて、同和教育をはじめとする人権教育を推進するため、愛知県人権教育研究会に対して補助（1団体）
高等学校課題研究委託	人権尊重の精神の涵養と実践力の育成を目的とする教育活動の在り方について、校長会へ研究を委託

○人権教育に関する教職員の研修

人権教育に関する理解と認識を深めるため、各種研修で人権教育に関する講座を実施した。（管理職研修、中堅教員研修、新規採用教員研修等）

○学校連携仲間づくり推進事業

幼稚園、保育所及び小・中学校が連携し、子どもたちが共に手を取り合い、学

校を核にして、積極的に魅力ある地域づくりに取り組んだ。

○学校における人権教育の推進（人権週間を中心とした取組）

各学校で人権週間（12月4日～10日）を中心とした期間に、講演会やDVDの視聴、人権問題を取り上げた授業など、人権問題に対する理解や認識を深めるための取組を実施した。

○社会教育における人権教育

人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるようPTA関係者等を対象に、社会教育における人権に関する学習活動を総合的に推進した。

〈主な実績〉

施策名	内容
中央研修会	・平成28年9月～平成29年1月（年4回） ・参加者数717名（西尾張、東尾張、西三河、東三河）
地区研修会	・平成28年7月～平成28年10月 （5教育事務所・1支所で計10回） ・参加者数1,170名（尾張、海部、知多、西三河、東三河、新城設楽）

○人権啓発の推進

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づく啓発行事や指導者研修会、新聞・交通広告等による啓発及び「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした啓発業務の充実を図った。

（情報モラル）

○高P連指導者研修会等での学習機会の提供

愛知県公立高等学校PTA連合会指導者研修会等において、携帯電話やスマートフォンの安心・安全な利用について取り上げたり、総務省が実施するe-ネットキャラバンについての周知を図ったりするなど、学習機会の提供に努めた。

○ネットパトロール事業の実施

ネットパトロール事業を実施し、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見・対応するとともに、情報モラルの向上を図った。

○教育キャンペーンの実施

平成28年度は、「いじめ防止～自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重しよう～」を重点テーマとして設定し、県内の学校や市町村教育委員会が主体となって、文化祭や街頭などで、児童・生徒とPTAによる啓発資材（ポケットティッシュ）の配付や、各地域においては、いじめ問題を取り上げた講演会の開催などを実施した。（県内68か所、37,500個配布）【啓発資材（ポケットティッシュ）のイラスト】



(主権者教育)

○高等学校における主権者教育に関する取組

政治的教養を育むため、「高等学校教育課程課題研究（公民研究班）」において、アクティブ・ラーニングを取り入れた主権者教育の授業実践例をまとめた報告書を作成した。

公民科教員を対象とする「高等学校教育課程愛知県研究協議会（公民部会）」において、主権者教育に関する講演や研究協議を行った。



【主権者教育に関する授業の様子】

■ 取組の成果

(道徳教育)

- ・ 道徳教育推進事業（明日を拓く^{ひら}人材育成事業）の実践指定校 10 校（高校 8 校、特別支援学校 2 校）において、道徳教育の実践やさまざまな体験活動を行い、学校が活性化するとともに、児童生徒に自己有用感や生きる力を身に付けさせることができた。
- ・ 道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の活用を周知してきた結果、平成 28 年度の 1 日当たりのアクセス件数は、平成 27 年度の 1,085 件から 170 件増加し、1,255 件となった。

(人権教育)

- ・ 学校連携仲間づくり推進事業の推進校（小 3 校、中 3 校）・連携校（幼保 7 園・小 5 校）において、地域の活動に積極的に関わったり地域の方を巻き込んだりするような創意工夫ある取組を通して、子どもたちに地域の一員としての自覚、社会参画意識が芽生えた。

(情報モラル)

- ・ ネットパトロール事業では、検出された書き込みに対し、学校が適切に対応し、特に緊急性が高いと判断される書き込みに対しては、学校と教育委員会が連携して対応することができた。

(主権者教育)

- ・ 主権者教育の実践例をまとめた「高等学校教育課程課題研究（公民研究班）」の研究報告書を全県立高校（149 校）に配布し、アクティブ・ラーニングを取り入れた主権者教育の研究成果を広く普及することができた。
- ・ 「高等学校教育課程愛知県研究協議会（公民部会）」では、県弁護士会の協力により、政治的中立性の確保をテーマとする講演会を行い、主権者教育を進める上での留意点について専門的立場からの助言を受けることができた。

■ 課題

(道徳教育)

- ・ 今後とも地域貢献活動など子どもたちが主体となった様々な体験活動を通して、道徳性・社会性を発揮できる児童生徒を育てていく必要がある。
- ・ 平成28年度全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがある」と回答した本県の小学6年生は76.3%、中学3年生は69.8%であり、全国平均とほぼ同じであるものの、今後も自己肯定感を育てていく必要がある。

(人権教育)

- ・ 中央研修会及び指導者研修会は、多くの参加人数を集める研修会となっているが、これまでに参加したことない者の参加を推進する必要がある。
- ・ 研修については、校長・教頭研修を始め職務や経験年数に応じて、新たな課題にも対応していく必要がある。

(情報モラル)

- ・ 無料通話アプリやSNS等による嫌がらせ、トラブルも起きており、スマートフォン・携帯電話等の適切な使い方を引き続き指導する必要がある。

(主権者教育)

- ・ 主権者教育の研究会や研究指定校の実践、研究成果を広く普及させることにより、アクティブ・ラーニングを取り入れた主権者教育の充実を図る必要がある。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

(道徳教育)

- ・ 教育キャンペーンの重点テーマを、いじめ防止、モラルの向上等の道徳性・社会性の育成の点から設定し、引き続き地域や学校、PTA、子どもたち自身が主体となる取組を推進していく。
- ・ 学校教育活動の中で、様々な道徳性・社会性・人権尊重の精神を育む体験活動を設定し、子どもたちのよさを伸ばす評価を行っていくことで、自己肯定感等の育成に努めていく。
- ・ 「特別の教科 道徳」の実施を見据えた各学校の取組内容を充実させ、「モラルBOX」への掲載内容の一層の充実を図っていく。

(人権教育)

- ・ インターネットを用いた誹謗中傷や、LGBTに関する問題など、近年クローズアップされるようになった人権課題についても積極的に研修会の内容に取り入れるなどして、時宜に応じた内容の更新を図っていく。
- ・ 教職員が人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、研修内容を一層充実させていく。

(情報モラル)

- ・ 情報化社会に主体的に対応する力を身に付けさせるために、各学校が家庭や地域と協働して効果的な取組を行っていく。

(主権者教育)

- ・ 「県立高等学校教育課題研究指定校事業」における公民科による主権者教育の研究成果について発表する機会を設ける。
- ・ 公民科の教員を対象とした研修会において、アクティブ・ラーニングを取り入れた主権者教育の優れた授業実践例を発表する機会を設けるなど、主権者教育における教員の指導力向上を図っていく。

〈長期的に取り組むこと〉

(道徳教育)

- ・ 道徳性・社会性の向上、人権尊重の精神の醸成のためには、粘り強い取組が必要であることから、家庭・地域・学校が連携した取組を一層充実させていく。

(人権教育)

- ・ 人権意識を向上させるためには、粘り強い取組が必要であることから、人権教育・啓発の取組を一層充実させていく。
- ・ 子どもたちの発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進していく。

(主権者教育)

- ・ 小学校から高校までの主権者教育を体系的に進め、これからの時代を担う子どもたちが、民主的な社会を形成する一員として生きていく上で必要な能力や資質を身に付けられるよう、主権者教育のより一層の充実を図っていく。

(関係課室：教育企画課、生涯学習課、高等学校教育課、義務教育課)

テーマ 8 「いじめ・不登校等への対応」

■ 背景(課題)

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題である。本県においては、いじめの認知件数は増加傾向にあるが、各学校において、積極的にいじめを認知し、解決を図ろうとしていることの表れと捉えている(図表1)。

また、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の施行を受け、本県においても平成26年度に「愛知県いじめ防止基本方針」を策定するとともに、知事及び教育委員会の附属機関として「愛知県いじめ問題調査委員会」及び「愛知県いじめ問題対策委員会」を設置するなどの取組を進めてきた。

いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえた上で、未然防止・早期発見・早期対応を基本として、いじめ問題の解消に当たっている。

【図表1:いじめの認知件数の推移】(国・公・私立)単位:件

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H23	4,502(2位)	3,645(1位)	359(4位)	17(6位)
H24	7,136(5位)	4,734(3位)	363(14位)	14(20位)
H25	6,983(6位)	3,867(5位)	357(6位)	13(14位)
H26	6,667(5位)	3,739(2位)	923(1位)	22(18位)
H27	7,504(4位)	4,428(2位)	973(1位)	16(21位)

(※)

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より愛知県分を抜粋
()内は全国順位

小・中学校における不登校児童生徒数は、全国と同様に、前年度より増加しており、小・中学校ともに過去最多となっている。高校においては、全国が減少する中、微増している(図表2)。

【図表2:不登校児童生徒数の推移】(国・公・私立)単位:人

年度	小学校		中学校		高等学校	
	愛知	全国	愛知	全国	愛知	全国
H23	1,787	22,622	6,232	94,836	2,208	56,292
H24	1,655	21,243	6,111	91,446	2,216	57,664
H23	1,919	24,175	6,605	95,442	2,261	55,655
H26	2,057	25,866	6,894	97,036	2,039	53,154
H27	2,208	27,583	7,084	98,408	2,068	49,563
H26-H27比較	+151	+1,717	+191	+1,372	+29	-3,591
H27全国順位	3位 (前年度3位)		3位 (前年度4位)		7位 (前年度7位)	

不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している者の割合は、小学校で38.4%、中学校では56.0%となっている。学年が進むにつれて、不登校の状況が長期化する傾向にある。

■ 関連する施策の実施状況

○公立学校へのスクールカウンセラーの設置

公立中学校全校への設置の継続と、県立高校の拠点校並びに公立小学校の拠点校への設置を拡充し、子どもたちが悩みを気軽に相談できる体制の一層の充実を図った。あわせて、指導的立場の臨床心理士であるスーパーバイザーの5人の配置を継続し、スクールカウンセラーの資質向上や、緊急に支援が必要な場合や重篤な事案に対して、適切に対応できる体制を継続した（図表3）。

【図表3：スクールカウンセラーの配置人数】単位：人

年度	小学校	中学校	高等学校	スーパーバイザー
H23	161	304	30	0
H24	173	304	30	3
H25	181	307	30	5
H26	189	307	30	5
H27	196	306	53	5
H28	196	306	53	5

※公立学校
(名古屋市立を除く)

○スクールソーシャルワーカーを設置する市町村への補助制度の創設

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待など生徒指導上の課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて対応するため、スクールソーシャルワーカー（平成28年度 9市町村16人）を設置する市町村に対する補助制度を創設した。

○県立高校へのスクールソーシャルワーカーの設置

関係機関と連携し、子どもたちの置かれた環境に働きかけながら問題の解決を図るため、平成28年度は、スクールソーシャルワーカーを6人に増員して配置し、必要に応じて全県立高校へ派遣できるようにした。

○24時間いじめ電話相談事業（子どもSOS ほっとライン24）の継続実施

いじめ問題に限らず、交友関係のトラブルや、心配な友達の存在など、子どもの悩みを広く受け止めることができるようにするために、年末年始を含め365日24時間体制でいじめ電話相談を実施した。

※相談件数 28年度11,027件（内いじめ相談251件）（27年度10,401件（同223件））

○ネットパトロール事業の継続実施

県立学校に関するインターネット上の学校非公式サイト等を定期的に検索・監視し、誹謗中傷などいじめにつながる書き込みや画像、個人情報^{ひぼう}の書き込み等を見つけ、早期に対応することで問題を未然に防ぐことを目的に、専門業者に委託してネットパトロールを実施した。

○校内生徒指導体制の充実

学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」等を組織し、研修による教職員の意識の向上や、児童生徒へのアンケート内容を工夫するなどして積極的に実態把握に努めるとともに、把握した事案については、担任教師だけでなく、スクールカウンセラーや養護教諭などとも連携して全校体制で解決に当たっている。

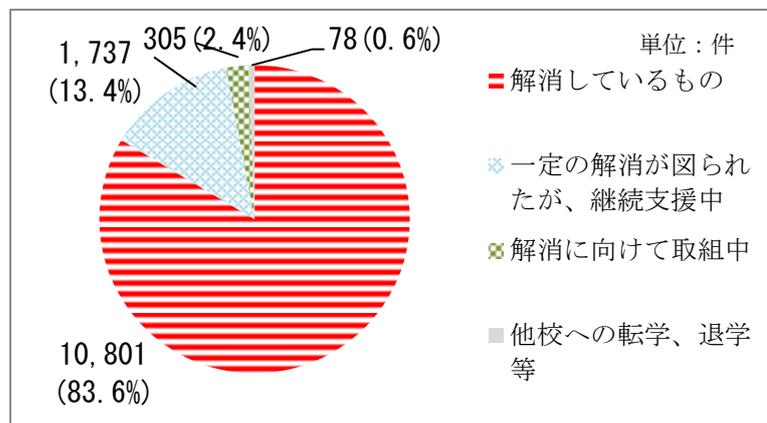
○学校と警察との連携を始めとする関係機関等との連携強化

県教育委員会と県警察本部との間で締結した協定と同様に、市町村教育委員会

と所轄署との連携を支援し、学校と警察との連携強化を図るとともに、「学校警察等連絡協議会」や県警サイバー犯罪対策課の協力による「サイバー犯罪防止研修会」を実施した。

■ 取組の成果

【図表 4：いじめの現在の状況】（小・中・高・特支を含む）



※文部科学省「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より愛知県分をグラフ化

本県の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は全国でも上位であるが、これは、ささいな事案も見逃さずにきめ細かい対応に努めている結果であると捉えている（平成 27 年度に認知した 12,921 件のいじめのうち、83.6%に当たる 10,801 件について解消が図られた）（図表 4）。

・スクールカウンセラー設置事業

（スクールカウンセラー）

平成 28 年度の相談件数は、小学校で 37,563 件（平成 27 年度：36,605 件）、中学校で 61,989 件（平成 27 年度：61,531 件）、高校で 11,893 件（平成 27 年度：11,611 件）であった。相談内容は、「心身の発達」や「不登校」に関する内容が半数を超え、欠席日数が減少するなどのよい変化が見られた割合も小・中学校ともに 5 割を超えている。高校における相談内容は、「学校不適応」と「家庭・家族」に関する内容が合わせて 40%を超えている。

（スーパーバイザー）

各高校、各教育事務所・支所を通じて各市町村教育委員会から緊急支援の要請があったときに、学校での緊急支援体制の中心的な役割を担い、支援計画等について学校や市町村教育委員会と協議し、支援を進めることができた。

・市町村が設置するスクールソーシャルワーカーへの設置事業への支援

教職員とスクールソーシャルワーカーの連携がより図られるようになり、教員が子どもの指導に専念できるようになっただけでなく、精神的な負担感の軽減につながった。

・県立高校へのスクールソーシャルワーカー設置事業

スクールソーシャルワーカーの支援によって、学校・家庭が外部専門機関と連携しやすくなり、家庭環境等が改善された結果、学校生活に取り組む生徒の意欲が向上するなどの成果が見られた。

平成 28 年度は、県立高校に配置した 6 名のスクールソーシャルワーカーが支援することで状況が好転した生徒が、182 人中 81 人（44.5%）であった。81 人以外の生徒についても、スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、

学校生活を継続することができるなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。

・ネットパトロール事業

いじめやトラブルに関する書き込みや、児童生徒の個人情報等を早期に発見することにより、いじめ等問題行動への早期対応及び情報モラル教育に役立っている。

■ 課 題

- ・ 今後も、いじめの未然防止に向けた取組を強化し、いじめを見逃さず、積極的に解消に努め、解消後も継続的に見守っていくことが必要である。特に、ネット上のいじめ防止については、情報モラルの向上に関する取組とあわせて、相談しやすい人間関係づくりを進めていくことが必要である。
- ・ 県立の高校・特別支援学校では、警察と締結した協定書に基づき、適時・的確に情報を共有できるよう連絡体制の充実を一層図っていく必要がある。また、市町村教育委員会においても、警察をはじめとする関係機関との連携を強化するための支援を行っていく必要がある。
- ・ スクールカウンセラーについては、小中連携を視野に入れた効果的な配置を工夫したり、いじめや不登校の未然防止に向けた取組を進めたりするなど、効果的な活用についてさらに工夫していくことが必要である。
- ・ 関係機関と連携し、子どもたちの置かれた環境に働きかけながら問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの拡充と、効果的な活用を進めていくことが必要である。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」策定から3年が経過する。各学校におけるいじめ防止の取組をPDCAサイクルで見直しを図り、より実効性のあるものとなるよう、市町村教育委員会及び学校に促すとともに、各学校で、基本方針を用いた教員研修が深められるよう働きかけていく。
- ・ 愛知県生徒指導推進協議会等で作成した生徒指導リーフ等を活用して、生徒指導体制の充実や関係機関との連携を働きかけていく。また、初任者研修や生徒指導担当指導主事会等で、生徒指導リーフを活用した研修を実施する。
- ・ 解決困難ないじめが発生した場合、弁護士や警察関係者等から組織する「いじめ対応支援チーム」による市町村への支援を引き続き推進していく。
- ・ いじめや不登校の未然防止に向け、児童生徒相互の良好な人間関係づくりを推進できるよう、魅力ある学校づくり調査研究事業の成果を県内の小・中学校に発信していく。

〈長期的に取り組むこと〉

- ・ 学校だけでは対応が困難な問題の解決に向け、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの有効活用を進めるとともに、関係機関と連携して取り組む体制の整備・充実を図っていく。

(関係課室：高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課、県民生活部学事振興課)